

家畜衛生だより

平成29年4月第4号(鶏)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/>

高病原性鳥インフルエンザの 移動制限区域が解除されました

平成29年3月24日に旭市で発生した高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)について、移動制限区域(発生農場の半径3km以内)が4月18日午前0時に解除されました。

なお、3月末から4月にかけて台湾では家きん(H5N2)、香港では野鳥(H5N6)においてHPAIが発生していますので、引き続き注意が必要です！



これからゴールデンウィークを迎えるにあたり、海外からの渡航者や物の往来が増加します。下記のチェックポイントを再確認しましょう！

飼養衛生管理基準の遵守を徹底していただき、鳥インフルエンザを疑う症状、死亡率の急激な上昇など異状があればすぐに家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

- 野生動物が家きん舎の外部から進入可能な経路がないか、家きん舎の内部及び外部を詳細に点検・修繕する！
- 家きん舎に入る際、衣服・靴の交換や消毒を徹底する！
- 死亡家きんを家きん舎内に保管しない！
- 家きん舎周辺の清掃、整理及び整頓！(周辺の草刈りなど)
- 農場の入口に「関係者以外立ち入り禁止」の看板を設置する！
- 農場に出入りした人・車両等の情報を記録する！
- 伝染病発生国からの郵便物等を農場内へ持ち込まない！

東部家畜保健衛生所 TEL.0475-52-4101

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください